

肥育牛生産改善計画書作成に当たっての留意事項について

事業参加希望者は、**肥育牛経営の体質強化のため**、1 取組内容のいずれかに取り組む肥育牛生産改善計画書を作成し、県団体を通じて中央畜産会に提出していただきます。

1 取組内容（事業実施要綱 別添1の第4の2）

取組内容	詳細
① 飼料効率の改善	飼料中のエネルギー量、タンパク量等の飼料分析等により、効率的な飼料給与方法を把握し、飼料費の低減、増体効率の向上等を図る取組
② 長期肥育の抑制	超音波画像診断装置を用いた肥育牛の生体肉質分析、ロース芯面積の把握等枝肉分析等により、飼養牛の肥育状況を把握し、適期出荷による過剰な飼料給与の抑制を図る取組
③ 血液分析による事故防止	血中ビタミンA等の分析等により、血中ビタミンA濃度をコントロールし、起立不能等の事故の発生抑制を図る取組
④ 除角牛の導入による事故防止	除角牛の導入又は除角の実施により、闘争や序列争いを低減し、増体効率の向上及び肉質低下の抑制を図る取組
⑤ 削蹄による疾病防止	削蹄等により、蹄病を予防し、増体効率の向上を図る取組
⑥ 疾病検査の実施等による疾病防止	E B L 疾病検査済み牛の導入、防虫ネットの利用等により、伝染性疾病の伝播を防止し、廃棄牛の発生抑制を図る取組
⑦ 畜舎環境の改善	換気、暑熱対策又は敷料により、畜舎環境を改善し、増体効率の向上又は疾病発生率の低減を図る取組
⑧ 経営の改善	財務分析の実施、経営コンサルタントの指導、経営に関する研修会への参加等により、経営指標を改善し、経営力向上を図る取組

2 取組内容の選択

- ① 肥育牛生産改善計画に記載されている8つの取組のうち3つ以上取り組んでいなければ奨励金の交付対象にはなりません。
- ② 事業参加希望者が過去に取り組んだ内容も選択可能です。ただし、過去に取り組んだ結果、現在の経営において活かされていない場合はなりません。
- ③ 乳肉複合経営等においては肥育部門の取組内容となりますので注意願います。

3 取組内容の確認等

- ① 本事業では、県団体等が事業参加希望者に対して証拠書類の提出を求めたり、取組内容の現地確認を行ったりすることは不要です。
- ② このことから、事業参加希望者は、同計画に記載された取組を実施したことを証する書類（証拠書類）を各自で保管してください。
- ③ 証拠書類の保管期間は、令和8年度末（令和9年3月31日）までとなります。
- ④ どのような証拠書類等が必要なかわからない場合は、別添「生産者チェックシート」をご活用ください。